

所得税法等の一部を改正する法律

(所得税法の一部改正)

第一条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二百四十四条」を「第二百四十三条」に改める。

第二条第一項第三十四号の三中「扶養親族の」を「控除対象扶養親族の」に改め、同号を同項第三十四号の四とし、同項第三十四号の二中「扶養親族の」を「控除対象扶養親族の」に、「十六歳」を「十九歳」に改め、同号を同項第三十四号の三とし、同項第三十四号の次に次の一号を加える。

三十四の二 控除対象扶養親族 扶養親族のうち、年齢十六歳以上の者をいう。

第九条第一項第十七号を同項第十八号とし、同項第十六号中「損害保険契約」を「保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第四項（定義）に規定する損害保険会社又は同条第九項に規定する外国損害保険会社等の締結した保険契約」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十五号を同項第十六号とし、同項第十四号を同項第十五号とし、同項第十三号の次に次の一号を加える。

十四 オリピック競技大会又はパラリンピック競技大会において特に優秀な成績を収めた者を表彰す

るものとして財団法人日本オリンピック委員会（平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。）、財団法人日本障害者スポーツ協会（昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。）その他これらの法人に加盟している団体であつて政令で定めるものから交付される金品で財務大臣が指定するもの
第二十四条第一項中「（平成七年法律第百五号）」を削り、「収益の分配（」の下に「法人税法第二条第十二号の十五に規定する適格現物分配に係るものを除く。」を加える。

第二十五条第一項中「価額」の下に「（同条第十二号の十五に規定する適格現物分配に係る資産にあつては、当該法人のその交付の直前の当該資産の帳簿価額に相当する金額）」を加える。

第五十二条第一項中「会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）」の規定による」を削る。

第五十七条の四第一項中「場合」の下に「又はその旧株を発行した法人の行つた同条第十二号の十六に規定する適格株式交換（当該法人の株主に株式交換完全親法人の株式その他の資産が交付されなかつたものに限る。）により当該旧株を有しないこととなつた場合」を加え、「又は第三十五条（雑所得）」を

「第三十五条（雑所得）又は第五十九条（贈与等の場合の譲渡所得等の特例）」に、「当該旧株の譲渡

が」を「これらの旧株の譲渡又は贈与が」に改める。

第七十六条第一項中、「生命保険契約等」を「新生命保険契約等に係る保険料若しくは掛金（第五項第一号から第三号までに掲げる契約に係るものにあつては生存又は死亡に基因して一定額の保険金、共済金その他の給付金（以下この条において「保険金等」という。）を支払うことを約する部分（第三項において「生存死亡部分」という。）に係るものその他政令で定めるものに限るものとし、次項に規定する介護医療保険料及び第三項に規定する新個人年金保険料を除く。以下この項及び次項において「新生命保険料」という。）又は旧生命保険契約等」に、「又は掛金（次項）を「若しくは掛金（第三項）に、「個人年金保険料」を「旧個人年金保険料」に、「生命保険料」を「旧生命保険料」に改め、同項各号を次のように改める。

一 新生命保険料を支払つた場合（第三号に掲げる場合を除く。）次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ その年中に支払つた新生命保険料の金額の合計額（その年において新生命保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は新生命保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若

しくは割戻しを受ける割戻金をもつて新生命保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（新生命保険料に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）を控除した残額。以下この号及び第三号イにおいて同じ。）が二万円以下である場合 当該合計額

ロ その年中に支払った新生命保険料の金額の合計額が二万円を超え四万円以下である場合 二万円と当該合計額から二万円を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額

ハ その年中に支払った新生命保険料の金額の合計額が四万円を超え八万円以下である場合 三万円と当該合計額から四万円を控除した金額の四分の一に相当する金額との合計額

ニ その年中に支払った新生命保険料の金額の合計額が八万円を超える場合 四万円

二 旧生命保険料を支払った場合（次号に掲げる場合を除く。） 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ その年中に支払った旧生命保険料の金額の合計額（その年において旧生命保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は旧生命保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若

しくは割戻しを受ける割戻金をもつて旧生命保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（旧生命保険料に係る部分の金額に限る。）を控除した残額。以下この号及び次号ロにおいて同じ。）が二万五千円以下である場合 当該合計額

ロ その年中に支払った旧生命保険料の金額の合計額が二万五千円を超え五万円以下である場合 二万五千円と当該合計額から二万五千円を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額

ハ その年中に支払った旧生命保険料の金額の合計額が五万円を超え十万円以下である場合 三万七千五百円と当該合計額から五万円を控除した金額の四分の一に相当する金額との合計額

二 その年中に支払った旧生命保険料の金額の合計額が十万円を超える場合 五万円

三 新生命保険料及び旧生命保険料を支払った場合 その支払った次に掲げる保険料の区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額（当該合計額が四万円を超える場合には、四万円）

イ 新生命保険料 その年中に支払った新生命保険料の金額の合計額の第一号イから二までに掲げる場合の区分に応じそれぞれ同号イから二までに定める金額

ロ 旧生命保険料 その年中に支払った旧生命保険料の金額の合計額の前号イから二までに掲げる場

合の区分に依じそれぞれ同号イからニまでに定める金額

第七十六条第五項中「第一項及び第二項」を「第一項から第四項まで」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に、「個人年金保険契約等とは、前項第一号」を「新個人年金保険契約等とは、平成二十四年一月一日以後に締結した第五項第一号」に、「に限る。」を「（次項において「年金給付契約」という。）に限るものとし、失効した同日前に締結した当該契約が同日以後に復活したものを除く。以下この項において「新契約」という。）又は他の保険契約に附帯して締結した新契約」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の二項を加える。

9 第三項に規定する旧個人年金保険契約等とは、平成二十三年十二月三十一日以前に締結した第六項第一号から第三号までに掲げる契約（年金給付契約に限るものとし、失効した同日前に締結した当該契約が同日後に復活したものを含む。）のうち、前項各号に掲げる要件の定めのあるものをいう。

10 平成二十四年一月一日以後に第六項に規定する旧生命保険契約等又は前項に規定する旧個人年金保険契約等に附帯して第五項、第七項又は第八項に規定する新契約を締結した場合には、当該旧生命保険契約等又は旧個人年金保険契約等は、同日以後に締結した契約とみなして、第一項から第五項まで、第七

項及び第八項の規定を適用する。

第七十六条第三項中「生命保険契約等とは、次に掲げる契約又は規約」を「新生命保険契約等とは、平成二十四年一月一日以後に締結した次に掲げる契約（失効した同日前に締結した当該契約が同日以後に復活したものを除く。以下この項において「新契約」という。）若しくは他の保険契約（共済に係る契約を含む。第七項及び第八項において同じ。）に附帯して締結した新契約又は同日以後に確定給付企業年金法第三条第一項第一号（確定給付企業年金の実施）その他政令で定める規定（次項において「承認規定」という。）の承認を受けた第四号に掲げる規約若しくは同条第一項第二号その他政令で定める規定（次項において「認可規定」という。）の認可を受けた同号に規定する基金（次項において「基金」という。）の第四号に掲げる規約（以下この項及び次項において「新規約」と総称する。）に、「当該契約又は規約」を「これらの新契約又は新規約」に、「保険金、年金、共済金又は一時金（これらに類する給付金を含む。）」を「保険金等」に改め、同項第一号中「生命保険契約」を「保険契約」に、「保険金」を「保険金等」に改め、「定めるもの」の下に「（次項において「特定保険契約」という。）」を加え、同項第二号中「簡易生命保険契約」の下に「（次項及び第七項において「旧簡易生命保険契約」という。）のう

ち生存又は死亡に基因して一定額の保険金等が支払われるもの」を加え、同項第三号中「類する共済に係る契約」の下に「（次項及び第七項において「生命共済契約等」という。）のうち生存又は死亡に基因して一定額の保険金等が支払われるもの」を加え、同項第四号を削り、同項第五号中「（確定給付企業年金の実施）」を削り、同号を同項第四号とし、同項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

6 第一項に規定する旧生命保険契約等とは、平成二十三年十二月三十一日以前に締結した次に掲げる契約（失効した同日以前に締結した当該契約が同日後に復活したものを含む。）又は同日以前に承認規定の承認を受けた第五号に掲げる規約若しくは認可規定の認可を受けた基金の同号に掲げる規約（新規約を除く。）のうち、これらの契約又は規約に基づく保険金等の受取人のすべてをその保険料若しくは掛金の払込みをする者又はその配偶者その他の親族とするものをいう。

一 前項第一号に掲げる契約

二 旧簡易生命保険契約

三 生命共済契約等

四 前項第一号に規定する生命保険会社若しくは外国生命保険会社等又は保険業法第二条第四項に規定

する損害保険会社若しくは同条第九項に規定する外国損害保険会社等の締結した疾病又は身体の傷害
その他これらに類する事由に基因して保険金等が支払われる保険契約（第一号に掲げるもの、保険金
等の支払事由が身体の傷害のみに基因することとされているもの、特定保険契約、当該外国生命保険
会社等又は当該外国損害保険会社等が国外において締結したもののその他政令で定めるものを除く。）
のうち、医療費等支払事由に基因して保険金等が支払われるもの

五 前項第四号に掲げる規約又は契約

7 第二項に規定する介護医療保険契約等とは、平成二十四年一月一日以後に締結した次に掲げる契約
（失効した同日前に締結した当該契約が同日以後に復活したものを除く。以下この項において「新契
約」という。）又は他の保険契約に附帯して締結した新契約のうち、これらの新契約に基づく保険金等
の受取人のすべてをその保険料若しくは掛金の払込みをする者又はその配偶者その他の親族とするもの
をいう。

一 前項第四号に掲げる契約

二 疾病又は身体の傷害その他これらに類する事由に基因して保険金等が支払われる旧簡易生命保険契

約又は生命共済契約等（第五項第二号及び第三号に掲げるもの、保険金等の支払事由が身体の傷害のみに基因するものその他政令で定めるものを除く。）のうち医療費等支払事由に基因して保険金等が支払われるもの

第七十六条第二項中「個人年金保険契約等」を「新個人年金保険契約等に係る保険料若しくは掛金（生存死亡部分に係るものに限る。以下この項において「新個人年金保険料」という。）又は旧個人年金保険契約等」に、「又は掛金（」を「若しくは掛金（」に、「身体の傷害又は疾病」を「疾病又は身体の傷害」に、「保険金、共済金その他の給付金」を「保険金等」に、「個人年金保険料」を「旧個人年金保険料」に改め、同項各号を次のように改める。

一 新個人年金保険料を支払った場合（第三号に掲げる場合を除く。）次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ その年中に支払った新個人年金保険料の金額の合計額（その年において新個人年金保険契約等に基づき剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は新個人年金保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて新個人年金保険料の払込みに充てた場合には、

当該剰余金又は割戻金の額（新個人年金保険料に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）を控除した残額。以下この号及び第三号イにおいて同じ。）が二万円以下である場合 当該合計額

ロ その年中に支払った新個人年金保険料の金額の合計額が二万円を超え四万円以下である場合 二万円と当該合計額から二万円を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額

ハ その年中に支払った新個人年金保険料の金額の合計額が四万円を超え八万円以下である場合 三万円と当該合計額から四万円を控除した金額の四分の一に相当する金額との合計額

ニ その年中に支払った新個人年金保険料の金額の合計額が八万円を超える場合 四万円

二 旧個人年金保険料を支払った場合（次号に掲げる場合を除く。） 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ その年中に支払った旧個人年金保険料の金額の合計額（その年において旧個人年金保険契約等に基づき剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は旧個人年金保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて旧個人年金保険料の払込みに充てた場合には、

当該剰余金又は割戻金の額（旧個人年金保険料に係る部分の金額に限る。）を控除した残額。以下

この号及び次号口において同じ。）が二万五千円以下である場合 当該合計額

ロ その年中に支払った旧個人年金保険料の金額の合計額が二万五千円を超え五万円以下である場合

二万五千円と当該合計額から二万五千円を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額

ハ その年中に支払った旧個人年金保険料の金額の合計額が五万円を超え十万円以下である場合 三

万七千五百円と当該合計額から五万円を控除した金額の四分の一に相当する金額との合計額

ニ その年中に支払った旧個人年金保険料の金額の合計額が十万円を超える場合 五万円

三 新個人年金保険料及び旧個人年金保険料を支払った場合 その支払った次に掲げる保険料の区分に

応じそれぞれ次に定める金額の合計額（当該合計額が四万円を超える場合には、四万円）

イ 新個人年金保険料 その年中に支払った新個人年金保険料の金額の合計額の第一号イから二まで

に掲げる場合の区分に応じそれぞれ同号イから二までに定める金額

ロ 旧個人年金保険料 その年中に支払った旧個人年金保険料の金額の合計額の前号イから二までに

掲げる場合の区分に応じそれぞれ同号イから二までに定める金額

第七十六条第二項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

- 4 前三項の規定によりその居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する金額の合計額が十二万円を超える場合には、これらの規定により当該居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する金額は、これらの規定にかかわらず、十二万円とする。

第七十六条第一項の次に次の一項を加える。

- 2 居住者が、各年において、介護医療保険契約等に係る保険料又は掛金（病院又は診療所に入院して第七十三条第二項（医療費控除）に規定する医療費を支払ったことその他の政令で定める事由（第六項及び第七項において「医療費等支払事由」という。）に基因して保険金等を支払うことを約する部分に係るものその他政令で定めるものに限るものとし、新生命保険料を除く。以下この項において「介護医療保険料」という。）を支払った場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

- 一 その年中に支払った介護医療保険料の金額の合計額（その年において介護医療保険契約等に基づく

剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は介護医療保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて介護医療保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（介護医療保険料に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）を控除した残額。以下この項において同じ。）が二万円以下である場合 当該合計額

二 その年中に支払った介護医療保険料の金額の合計額が二万円を超え四万円以下である場合 二万円と当該合計額から二万円を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額

三 その年中に支払った介護医療保険料の金額の合計額が四万円を超え八万円以下である場合 三万円と当該合計額から四万円を控除した金額の四分の一に相当する金額との合計額

四 その年中に支払った介護医療保険料の金額の合計額が八万円を超える場合 四万円

第七十七条第二項第一号中「損害保険契約」を「保険契約」に、「前条第三項第四号」を「前条第六項第四号」に改める。

第七十八条第一項第二号を次のように改める。

二 二千元

第七十九条第二項中「居住者に障害者である」を「居住者の」に、「がある場合」を「が障害者である場合」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 居住者の控除対象配偶者又は扶養親族が特別障害者で、かつ、その居住者又はその居住者の配偶者若しくはその居住者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている者である場合には、前項の規定にかかわらず、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、その特別障害者一人につき七十五万円を控除する。

第八十三条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第八十四条第一項中「扶養親族を」を「控除対象扶養親族を」に、「その扶養親族」を「その控除対象扶養親族」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第八十五条第二項中「第七十九条第二項」の下に「又は第三項」を加え、「特別障害者又はその他の障害者」を「同項の規定に該当する特別障害者（第百八十七条（障害者控除等の適用を受ける者に係る徴収

税額)、第百九十条第二号八(年末調整)、第百九十四条第一項第三号(給与所得者の扶養控除等申告書)、第百二十三条の三第一号ホ(徴収税額)及び第百二十三条の五第一項第五号(公的年金等の受給者の扶養親族等申告書)において「同居特別障害者」という。)若しくはその他の特別障害者又は特別障害者以外の障害者」に改め、同条第三項中「前三条」を「第七十九条から前条まで」に改め、「老人扶養親族」の下に「若しくはその他の控除対象扶養親族」を加え、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 一の居住者の配偶者がその居住者の控除対象配偶者に該当し、かつ、他の居住者の扶養親族にも該当する場合には、その配偶者は、政令で定めるところにより、これらのうちいずれか一にのみ該当するものとみなす。

5 二以上の居住者の扶養親族に該当する者がある場合には、その者は、政令で定めるところにより、これらの居住者のうちいずれか一の居住者の扶養親族にのみ該当するものとみなす。

第百五十七条第四項中「事後設立」を「現物分配」に、「一方の法人又は他方の法人」を「法人又は合併等により資産及び負債の移転を受けた法人」に、「当該一方の法人若しくは他方の法人」を「当該合併

等をした法人若しくは当該合併等により資産及び負債の移転を受けた法人」に改める。

第六十一条第十号中「生命保険契約、損害保険契約」を「保険業法第二条第三項（定義）に規定する生命保険会社又は同条第四項に規定する損害保険会社の締結する保険契約」に改める。

第七十四条第八号中「生命保険契約若しくは損害保険契約又はこれら」を「保険業法第二条第二項（定義）に規定する保険会社、同条第七項に規定する外国保険会社等若しくは同条第十八項に規定する少額短期保険業者の締結した保険契約又はこれ」に改める。

第八十五条第一項第一号及び第二号並びに第八十六条第一項第一号イ及びロ並びに第二項第一号中「扶養親族」を「控除対象扶養親族」に改める。

第八十七条中「扶養親族が一人」を「控除対象扶養親族が一人」に、「障害者が」を「障害者又は同居特別障害者が」に、「その障害者一人につき他に一人の扶養親族が」を「これらの一に該当すること」に改める。

第九十条第二号口中「生命保険料の」を「新生命保険料の金額及び旧生命保険料の」に、「個人年金保険料の金額及び」を「介護医療保険料の金額、同条第三項に規定する新個人年金保険料の金額及び旧個

人年金保険料の金額並びに」に改め、同号八中「特別障害者又はその他の障害者」を「同居特別障害者若しくはその他の特別障害者又は特別障害者以外の障害者」に、「扶養親族」を「控除対象扶養親族」に改める。

第九十四条第一項第三号中「特別障害者又はその他の障害者」を「同居特別障害者若しくはその他の特別障害者又は特別障害者以外の障害者」に改め、同項第五号中「扶養親族の」を「控除対象扶養親族の」に改め、同項第六号中「扶養親族」を「控除対象扶養親族」に改める。

第九十五条第一項第二号及び第三号並びに第三項中「扶養親族」を「控除対象扶養親族」に改める。

第九十六条第一項中「生命保険料、個人年金保険料」を「新生命保険料、旧生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料、旧個人年金保険料」に改め、同項第三号中「生命保険料の」を「新生命保険料の金額及び旧生命保険料の」に、「個人年金保険料の金額及び」を「介護医療保険料の金額、同条第三項に規定する新個人年金保険料の金額及び旧個人年金保険料の金額並びに」に改め、同条第二項中「生命保険料の金額、個人年金保険料」を「新生命保険料の金額、旧生命保険料の金額、介護医療保険料の金額、新個人年金保険料の金額、旧個人年金保険料」に改める。

第二百三条の三第一号二中「に扶養親族」を「に控除対象扶養親族」に、「扶養親族の」を「控除対象扶養親族の」に改め、同号ホ中「特別障害者が」を「同居特別障害者又はその他の特別障害者が」に、「その特別障害者については三万五千元」を「その同居特別障害者については六万二千五百円とし、その他の特別障害者については三万五千元とする。」に改める。

第二百三条の五第一項第四号中「扶養親族の」を「控除対象扶養親族の」に改め、同項第五号中「特別障害者又はその他の障害者」を「同居特別障害者若しくはその他の特別障害者又は特別障害者以外の障害者」に改める。

第二百七条第一号中「第七十六条第三項第一号」を「第七十六条第六項第一号」に改める。

第二百二十四条の五第一項第一号中「第二条第三項第一号から第四号まで（定義）に掲げる取引（同号に掲げる取引にあつては、同号イからハまでに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限る。）で同項に規定する先物取引に該当するもの」を「第二条第三項（定義）に規定する先物取引」に、

「同条第十項第一号ホ」を「同条第十項第一号ホからチまで及び第二号」に改め、「同じ。」の下に「又は外国商品市場取引（同法第二条第十三項に規定する外国商品市場取引をいう。以下この条において

同じ。）」を加え、「商品先物取引の」を「商品先物取引又は外国商品市場取引の」に改め、「この号」の下に「及び第三号」を加え、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「のうち、同項第一号から第三号までに掲げる取引であつて政令で定めるもの」を削り、「同じ。」を「同じ。」又は外国市場デリバティブ取引（同法第二条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引をいう。以下この条において同じ。）を「に」、「市場デリバティブ取引の委託」を「市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の委託」に、「第五号」を「第六号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 店頭商品デリバティブ取引（商品先物取引法第二条第十四項に規定する店頭商品デリバティブ取引をいう。以下この条において同じ。）をした場合 当該店頭商品デリバティブ取引の相手方である商品先物取引業者の営業所等の長（店頭商品デリバティブ取引の取次ぎにより当該商品先物取引業者が当該店頭商品デリバティブ取引をした場合にあつては、当該取次ぎを引き受けた商品先物取引業者の営業所等の長）

第二百二十四条の五第二項第一号中「商品先物取引」の下に「外国商品市場取引又は店頭商品デリバ

タイプ取引」を加え、同項第二号中「市場デリバティブ取引」の下に「外国市場デリバティブ取引」を加える。

第二百二十五条第一項第四号中「生命保険契約」の下に「（保険業法第二条第三項（定義）に規定する生命保険会社若しくは同条第八項に規定する外国生命保険会社等の締結した保険契約又は同条第十八項に規定する少額短期保険業者の締結したこれに類する保険契約をいい、当該外国生命保険会社等が国外において締結したものを除く。第六号において同じ。）」を加え、同項第五号中「第七十七条第二項各号（地震保険料控除）に掲げる契約又は第二百七条第三号（源泉徴収義務）に掲げる契約」を「損害保険契約（保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社若しくは同条第九項に規定する外国損害保険会社等の締結した保険契約又は同条第十八項に規定する少額短期保険業者の締結したこれに類する保険契約をいい、当該外国損害保険会社等が国外において締結したものを除く。次号において同じ。）」に改め、同項第六号中「又は損害保険契約」を「損害保険契約その他これらに類する共済に係る契約」に改め、同条第二項中「一月以内」の下に「（当該各号に規定する政令で定めるものが交付する場合には、四十五日以内）」を加える。

第二百三十八条第一項中「所得税の額」の下に「若しくは第一百七十二条第一項第一号若しくは第二項第一号（給与等につき源泉徴収を受けない場合の申告）に規定する所得税の額」を加え、「五年」を「十年」に、「五百万円」を「千万円」に改め、同条第二項中「五百万円をこえる」を「千万円を超える」に、「五百万円をこえ」を「千万円を超え」に改める。

第二百三十九条第一項中「三年」を「十年」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「こえる」を「超える」に、「これらの項」を「同項」に、「こえその」を「超える」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2. 前項の免れた所得税の額が百万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、百万円を超えその免れた所得税の額に相当する金額以下とすることができる。

第二百四十条第一項中「三年」を「十年」に、「百万円」を「二百万円」に改め、同条第二項中「百万円をこえる」を「二百万円を超える」に、「百万円をこえ」を「二百万円を超え」に改める。

第二百四十一条及び第二百四十二条中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第二百四十三条を削る。

第二百四十四条第一項中「第二百四十二条」を「前条」に改め、同条第二項中「第二百三十八条第一項」の下に「第二百三十九条第一項又は第二百四十条第一項」を加え、「同項」を「これらの規定」に改め、同条を第二百四十三条とする。

別表第二の注(1)中「扶養親族を」を「控除対象扶養親族を」に改め、同表の趣旨(1)(4)中「扶養親族等のうちに障害者」を「控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は第八十五条第二項(扶養親族等の判定の時期等)に規定する同居特別障害者」に、「その障害者1人につき」を「これらの一に該当すること」に改める。

別表第三の注(1)中「扶養親族を」を「控除対象扶養親族を」に改め、同表の趣旨(1)(4)中「扶養親族等のうちに障害者」を「控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は第八十五条第二項(扶養親族等の判定の時期等)に規定する同居特別障害者」に、「その障害者1人につき」を「これらの一に該当すること」に改める。

別表第四の注(1)中「扶養親族を」を「控除対象扶養親族を」に改め、同表の趣旨(1)中「扶養親族等のう

ちに障害者」や「控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は第八十五条第二項（扶養親族等の判定の時期等）に規定する同居特別障害者」及び「その障害者1人につき」や「これらの一に該当すること」に改める。

（法人税法の一部改正）

第二条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三目 還付金等（第二十六条―第二十八条）」を

「第三目 受贈益（第二十五条の二）

第四目 還付金等（第二十六条―第二十

八条）」に、「分割等前事業年度等における連結法人間取引の損益」を「完全支配関係がある法人の間の

取引の損益」に、

「第六目 繰越欠損金（第八十一条の九・第八十一条の九の二）

を「第六目 繰越欠

第七目 連結法人間取引の損益（第八十一条の十）」

「第三章 清算所

第一節 解散

第一款 課

第二款 税

第三款 申

第四款 清

第二節 繼續

第四章 青色申

第五章 更正及

得に対する法人税及び繼續等の場合の課税の特例
の場合の清算所得に対する法人税

税標準及びその計算（第九十二条―第九十八条）

額の計算（第九十九条―第一百条）

告、納付及び還付（第一百一条―第一百十条）

算中に公益法人等が内国普通法人等に移行する場合の特例（第一百一十一条―第一百七条）

を
「第三章 青

第四章 更